

# いじめ防止委員会設置要項

2014年(平成26年)4月1日  
福山市立有磨小学校

## 1 目的

いじめの防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に自律的に取り組むことができる学校づくりを推進する。

## 2 構成員

委員長を校長とし、副委員長を教頭とする。

教務主任、生徒指導主事、保健主事、研究主任を委員とする。

校長は、必要に応じて心理、福祉等の専門家、その他関係者を本委員会に加えることができる。

## 3 取組内容

- (1) 基本方針に基づき、年間計画を作成する。
- (2) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (3) いじめの未然防止と早期発見・早期対応に資する取組を進める。
- (4) 生徒指導体制及び相談体制を確立する。
- (5) いじめの疑いに関する情報や児童のいじめに関する問題行動などに係る情報を収集及び記録し、その情報の共有を統括する。
- (6) いじめの疑いに関する情報があった時には、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討と保護者との連携を行い、その対応を統括する。
- (7) 重大事態が発生した場合、福山市教育委員会に報告するとともに、調査組織（プロジェクトチーム）を編成し、調査等を行う。
- (8) その他、いじめの防止対策に係る組織的な取組を行う。

\*委員会は、毎月1回定期的に開催する。いじめ発見の場合は、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的で迅速な対応をする

## 4 その他

この「いじめ防止委員会設置要項」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。